

## 前期 第11問

XとYは甲組のP組組員であるが、日頃より組合一派の首領Aに対して不快の念を抱いていた。昭和33年のクリスマスイブ、Aに殴られ憤怒して、YはとっさにAの殺害を決意してP組事務所前道路上において、Aを目がけて拳銃を一発発射した。同事務所玄関前に荷物を運びいれていたXは屋外の銃声を聞きYがAを銃撃した者と直感した。Xが玄関外に出るとYがAを追いかけており、両名を同事務所から約30メートル離れたQ歯科医院邸内に飛び込んだ途端、更に2発の銃声が聞こえた。Xは、Yの銃撃が急所を外していたらAに止めを刺そうと考え、即座に事務所玄関付近にあった日本刀を携えて急行し、Yの銃撃によりQ医院玄関前に倒れていたAに対してAがまだ生きていると信じ、殺意をもってその左右腹部、前胸部などを日本刀で突き刺した

鑑定書には、「Aの死因は、Yの第2弾による頭部貫通銃創であり、その後受傷した刺、切創には単なる細胞の生的反応は認められるとしても、いわゆる生活反応が認め難いから、これら創傷の加えられたときにはAは死に一步踏み入っていたもの即ち医学的には既に死亡していたものと認める」旨の記載がされている。

Yの罪責を論ぜよ。

参考判例：広島高裁昭和36年7月10日